



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2022. 12. 13

新型コロナウイルス関連情報 NO.54

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく

外食業の事業継続のためのガイドライン（改正）のお知らせ

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 近藤 正樹

協会は、2020年5月、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会と協力し、外食業の事業継続のためのガイドライン（令和2年5月策定、令和2年11月及び令和3年11月改正）を作成いたしました。

現在、政府は、国民に対して事実上の行動制限などは求めていることから、協会は飲食店の実態に即した見直しを行いました。

見直しを行った主な点は、衛生管理に努めた上で、ハンドドライヤーを再開できること、また、ビッフェスタイルでの手袋の着用については必要としないこと、そして、カウンター席やテーブル席でのパーテーションの設置については事業者の工夫（例えば 常設ではなくお客様の要請があればパーテーションを設置する等）で運用ができることとしています。

本ガイドラインにつきましては、今後、必要に応じて、見直してまいりますので、引き続き、ご理解をお願い申し上げます。

※修正後の本ガイドラインは協会のホームページに掲載しています。<http://www.jfnet.or.jp/>

お問い合わせは JF 事務局：田村、石井(03-5403-1060)にお願いします。